※　受　付　番　号	年　月　日　第　　号
※　許可に付した条件	
※　許　可　番　号	年　月　日　第　　号

備考　1　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第１項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第１項の許可を受けたものとみなされます。

2　宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第１項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第１項の許可を受けたものとみなされます。

3　津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第１項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。

4　許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

5　※印のある欄は記載しないこと。

6　「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

※　受　付　番　号	年　月　日　第　　号
※　許可に付した条件	
※　許　可　番　号	年　月　日　第　　号

備考　1　宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第３条第１項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第８条第１項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。

（新設）

2　津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第１項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。

3　許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

4　※印のある欄は記載しないこと。

5　「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

（地方整備局組織規則の一部改正）

第四条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建政部の所掌事務）	（建政部の所掌事務）
第七条　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～二十六　（略）	一～二十六　（略）
二十七　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の施行に関すること。	二十七　宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の施行に関すること。
二十八～四十八　（略）	二十八～四十八　（略）
（計画・建設産業課の所掌事務）	（計画・建設産業課の所掌事務）
第八十一条　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～二十一　（略）	一～二十一　（略）
二十二　宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。	二十二　宅地造成等規制法の施行に関すること（都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。
二十三～二十六　（略）	二十三～二十六　（略）